

◆ 広域計画の趣旨

広域計画とは、地方自治法第291条の7、北海道後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定により議会の議決を経て作成するもの。

北海道後期高齢者医療広域連合の基本理念や基本方針を踏まえ、広域連合と構成市町村は広域計画に基づき後期高齢者医療制度を安定かつ円滑に運営するため、相互に役割を担い連携を図りながら、本制度に係る事務を計画的に執行する。

◆ 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国と北海道が策定する「医療費適正化計画」と協調しながら計画を策定するため、令和6年度からの6年間とする。

なお、広域連合長が必要と認めるときは、随時改定を行うものとする。

◆ 広域連合の基本理念

広域連合は、『市町村と連携しながら、安定的かつ円滑な制度の運営に努める』という基本的考え方のもと、被保険者自ら健康づくりを促すために必要な支援を行い、後期高齢者が住み慣れた地域でできる限り長く自立した日常生活を送るよう、5つの施策（次章参照）を重点事項として取り組むほか、広域計画の推進に当たっては、国及び北海道の「医療費適正化計画」との調和を図っていく。

◆ 施策の方針**【1 医療費適正化の推進】**

- (1) レセプト点検による過誤請求の是正、第三者行為に係る求償事務、不正不当利得の返還処理の実施に努める。
- (2) 医療費通知の送付、利用差額通知の送付による後発医薬品の使用促進に努める。
- (3) 市町村広報誌等を活用した柔道整復・マッサージ等保険適用の施術に関する普及啓発に努める。
- (4) レセプト情報等を活用した重複・頻回受診者、重複投薬者に対する訪問指導等の連携を図る。
- (5) 市町村広報誌等を活用した後発医薬品の使用促進、適正受診に関する広報活動の実施に努める。

【2 高齢者保健事業の充実】

- (1) 広域連合は、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、健康課題の解決に向けて、成果指標等を設定し、計画全体の進捗を確認します。
- (2) 広域連合は、データ分析（疾病、医療費など）を行い、適切に活用します。
- (3) 広域連合は、市町村及び関係機関と、高齢者保健事業の効果的・効率的な取組のため、連携を強化し、国や北海道の動向や地域の事業内容等の情報収集に努め、市町村と情報共有を図ります。
- (4) 広域連合と市町村は、医療費分析の結果等を参考にしながら、健康診査事業や歯科健康診査事業等の効果的な実施に努めるとともに、被保険者の健康意識の向上のため、疾病予防等に関する啓発や健康教育の実施、健康情報等の提供に努めます。

【3 安定的な事業運営の推進】

- (1) 医療費の動向を注視し、支援制度を活用しながら健全な保険財政運営の維持に努める。
- (2) 法令に基づきおおむね2年を通じて財政の均衡を保つよう保険料率を定める。
- (3) 市町村間において整合性のとれた収納対策が実施されるよう市町村支援に努める。
- (4) 市町村は、被保険者間の負担の公平性が図られるよう、保険料の収納対策に努める。
- (5) 個人情報に関する保護規定やセキュリティポリシーに則り、適正な保護管理を行う。

【4 市町村との連携強化による被保険者等の利便性の向上】

- (1) 市町村からの職員派遣による事務執行体制を確保するため、緊密な連携を図る。
- (2) 電算処理システムの適正な運用及び管理を行い、円滑な住民サービスに努める。
- (3) 市町村連絡調整会議等を活用し、情報と課題を共有することで連携強化に努める。
- (4) 国保の保健事業・介護保険の地域支援事業との一体的な実施のため、連携に努める。
- (5) 個人番号の厳格な情報管理・セキュリティ対策を進める。

【5 住民への制度の周知】

広域連合と市町村は互いに連携・協力し、関係機関の理解と協力を得ながら、見易い広告物、ホームページ等の作成・提供を行うことで制度周知を図り、住民からの適切な相談対応を行うことで本制度を理解していただくことに努める。

◆ 広域連合及び市町村が行う事務

広域連合と市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める事務のうち、後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づき、事務を分担して行う（事務分担の詳細は素案に掲載の表を参照）。また、先述の事務のほか、制度運営に必要な事務については、広域連合と市町村が協議等のうえ、適切に分担していく。